省　　令

○総務省令第十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十四日

総務大臣　金子　恭之

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別表第二号の二第３　固定局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～６　略］ ７　６の欄は、次によること。 (1)～(4)　略 (5)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、変調方式を切り替えて運用する無線設備であつて、総務大臣が別に告示する周波数帯を使用するものは、総務大臣が別に告示する標準的な変調方式に該当するコードを記載すること。 (6)～(9)　略 ［８～26　略］ 27　30の欄は、次によること。 (1)・(2)　略 (3)　６の欄に標準的な変調方式に該当するコードを記載する場合には、使用する変調方式を全て記載すること。 ［28～34　略］	**別表第二号の二第３**　固定局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式同左］ ［注１～６　同左］ ７　６の欄は、次によること。 (1)～(4)　同左 (5)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。 (6)～(9)　同左 ［８～26　同左］ 27　30の欄は、次によること。 (1)・(2)　同左 ［新設］ ［28～34　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十六号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）及び関係法令の規定に基づき、申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十四日

厚生労働大臣　後藤　茂之

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

（水道法施行規則の一部改正）

第一条　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（受験の申請） **第三十一条**　試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。） 三　（略） ２　（略）	（受験の申請） **第三十一条**　試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。） 三　（略） ２　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（配置従事者の身分証明書） **第百五十一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都	（配置従事者の身分証明書） **第百五十一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都